

令和7年度8月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年8月25日（月）午前9時30分～午前10時00分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について
議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治
7番 田中 宏 8番 吉田 英和 10番 栗原 明夫
12番 平岡 豊子 13番 鹿島 正之助 14番 肥沼 正明
15番 中 茂紀 16番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 9番 北田 良孝

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより8月の農業委員会総会を開きます。
それでは、議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号10番 栗原明夫委員、12番 平岡豊子委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字月野原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1, 117平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字亀ヶ谷字谷里です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は99平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 次に、受人の坂之下地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は西狭山ケ丘二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,988平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は特別養護老人ホームです。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、特別養護老人ホームを設置するものです。以上1件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字月見原の2筆です。登記、現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,492平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年11月1日から令和13年10月31日までの6年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字中丸です。登記、現況地目はともに畑で、面積は1,938平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年11月1日から令和17年10月31日までの10年間です。

以上2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号1番については、承認といたしま。

議長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めま。よって、申請番号2番については、承認といたしま。

それでは、議案第3号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(原案)に係る意見照会について、農業委員会からは意見なし

として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長：ご異議なしと認め、そのように決定しました。

4 議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて

議長： 「議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて」ご説明いたします。

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見を聴取することについて、地域農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づく、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に当たり、市長から照会がありましたので、同法第19条第6項の規定により、本農業委員会の意見を聴取するため、本案を提出するものです。

概要といたしましては、農業を担う経営体数が57経営体から58経営体に増加するものです。

議長： 議案第4号に対し、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、議案第4号について、意見なしとすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第4号については、意見なしとすることに決しました。

5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第4条の規定による届出書の取消願について」は、1件の取消願がありました。

「報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明を行いました。

以上です。

6 その他

事務局： 7月総会議案第4号に伴い、現在、固定資産台帳と農地台帳の突合作業を行っておりますので、その結果が確定次第、対応について検討いたします。

議長： その他の事項について何かありますか。ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会した。(午前10時00分)